

管理建築士の専任性確認書類について

令和6年12月より、管理建築士の専任性確認書類として①または②をご準備願います。

①現行の保険証をお持ちの方

保険証の有効期限の範囲内で1年間（最長令和7年12月1日まで）、専任性確認資料として用いることが可能です。

▶ 個人事務所の場合 → 国民健康保険証（後期高齢者医療被保険者証含む）写し

※国民健康保険加入の旨が記載されていれば「資格情報のお知らせ」「資格確認書」等に代用可。

▶ 法人事務所の場合 → 事業所名が記載されている健康保険被保険者証の写し

詳細は新規・更新、変更マニュアルの「管理建築士の専任性が確認できる書類」の項目をご参照ください。

※福岡県建築登録センターホームページ 【 <https://www.f-aa.jp/touroucenter/top.html> 】の各手続ページよりダウンロード可能

②保険証の有効期限が切れた方、および令和7年12月2日以降に申請される方

下記に示す書類をご提出ください。

個人開設の建築士事務所			
事業主本人	従業員	後期高齢者	
		事業主本人	従業員
以下のいずれか 【決算到来済】 ・ 所得税確定申告書写し（直近） 【開業後、最初の決算未到来】 ・ 被保険者記録照会回答票写し	以下のいずれか 【新規雇用者】 ・ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書（新たに資格取得の手続をした場合のみ） 【雇用から1年以内】 ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 【従前から雇用】 ・ 住民税特別徴収税額決定通知書（徴収義務者用） ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ・ 厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ	以下のいずれか 【直前決算到来済】 ・ 所得税確定申告書写し（直近） 【開業後、最初の決算未到来】 ・ 県税事務所に提出した個人事業税に係る開業等報告書	以下のいずれか 【雇用から1年以内】 ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 【従前から雇用】 出勤簿（写）＋賃金台帳（写）

法人開設の建築士事務所			
役員	従業員	後期高齢者	
		役員	従業員
以下のいずれか 【新規就任】 ・ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書（新たに資格取得の手続をした場合のみ） 【従前から役員】 ・ 住民税特別徴収税額決定通知書（徴収義務者用） ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ・ 厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ	以下のいずれか 【新規雇用者】 ・ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書（新たに資格取得の手続をした場合のみ） 【雇用から1年以内】 ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 【従前から雇用】 ・ 住民税特別徴収税額決定通知書（徴収義務者用） ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ・ 厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ	・ 出勤簿（写）＋賃金台帳（写）	以下のいずれか 【雇用から1年以内】 ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 【従前から雇用】 出勤簿（写）＋賃金台帳（写）

※他、専任性書類について個別にご相談を希望される方は、福岡県建築登録センター（TEL092-473-7683 平日9～12時 / 13～16時）までご連絡ください。